



平成 21 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 プラコー
代表者名 代表取締役社長 秦 範男
(J A S D A Q ・ コード 6 3 4 7)
問合せ先 取締役 権田 和睦
電話 0 4 8 - 7 9 8 - 0 2 2 2

当社株式の「債務超過」の猶予期間入りに関するお知らせ

当社は本日、有価証券報告書を提出し、平成 21 年 3 月期において債務超過の状況に陥ったことから、猶予期間入りいたしましたのでお知らせ致します。

記

1. 債務超過の猶予期間入りについて

当社は本日、有価証券報告書を提出し、平成 21 年 3 月期において債務超過の状況に陥ったことから、本日の株式会社ジャスダック証券取引所発表のとおり、「株券上場廃止基準」第 2 条第 1 項第 4 号（債務超過）に該当するため、猶予期間入りいたしました。

2. 対象となる法定開示書類

有価証券報告書（自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日）

3. 債務超過に陥った経緯

当社が平成 21 年 5 月 14 日付「平成 21 年 3 月期 決算短信（非連結）」で発表しておりますとおり、売上高の大幅減少により経常損失 181 百万円の計上や、低価法によるたな卸資産の評価損失 158 百万円及び有形固定資産の減損損失 328 百万円の計上により、当会計年度における純損失は 604 百万円と大幅な損失を計上し、純資産が△165 百万円となりましたので、債務超過が 165 百万円となった事によるものです。

4. 猶予期間

平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日

5. 今後の見通し

平成 21 年 3 月期決算短信でも発表しておりますとおり、当事業年度（平成 22 年 3 月期）の収益だけでは債務超過を解消することは不可能なので、新株式の発行などによる純資産の増強を図り、早期の債務超過額の解消を図ってまいります。

以上